# 第7章 共通的・基盤的施策の推進

## 第1節 環境影響評価の推進

#### 1 環境影響評価について

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価\***(いわゆる環境アセスメント)を実施することは、事業の実施が環境へ与える悪影響を事前に防止する上で極めて効果的な方法です。

府では、「府環境影響評価条例」を制定し、大規模開発事業に対する審査・指導を実施しています。

#### 2 府環境影響評価条例の特徴

- ① 環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できないため、環境影響評価を実施する事業(第一種事業)に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業(第二種事業)を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています。(スクリーニング)
- ② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。 (スコーピング)
- ③ 対象事業については、その規模を環境影響評価法の1/2程度まで引き下げるとともに、林道、 廃棄物焼却施設の整備等の事業を新たに加えています。
- ④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化 の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対 象項目にしています。
- ⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施や工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。(事後調査)

## 3 条例等の改正について

23年4月の環境影響評価法の改正を踏まえ、住民の理解の向上及び参画の促進の観点から、方法書等のインターネットの利用等による公表、方法書説明会の開催等の手続を新設するとともに、法に基づく環境影響評価に係る条例の手続等について規定整備を行うため条例を改正し、法に基づく事後調査手続の改正に関係する部分を除き、24年4月1日に施行しました。

また、風力発電所については、施設の大型化に伴い、騒音や鳥類の衝突等、環境に及ぼす影響が大きくなってきたことから、施行規則を改正し、条例の対象事業に追加しました。

なお、これまでの手続よりも早期の段階で行う戦略的環境アセスメント制度について、引き続き、 府環境審議会で審議いただいております。

## 4 条例に基づく審査案件

条例に基づき、20年1月から(仮称)綾部総合工場の設置事業について、25年1月から折居清掃工場の更新事業について、それぞれ手続が行われています。

表3-57 手続きの概要

事	業	名	称	(仮称)綾部総合工場
事	業	種	類	産業廃棄物焼却施設の新設 処理能力最大144t/日
事	業	予 定	地	綾部市十倉志茂町千原 ほか
環境	影響評価	西の主な手	続き	25年3月 環境影響評価評価書縦覧開始
				,
事	業	名	称	折居清掃工場更新事業
事事	業業	名 種	称類	
			称類地	折居清掃工場更新事業

## 第2節 監視測定の充実強化

#### 1 高浜発電所に係る環境状況

府との府県境まで約4kmの地点にある福井県 高浜町の関西電力㈱高浜発電所では、4基の原 子炉(出力合計339万2千kW)が運転されてい ます。(23年度末時点、全基定期検査中。)

府では、高浜発電所の運転開始(49年11月) に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以 後総合的な環境監視を行っています。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、23年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

また、監視体制を25年3月に31カ所に増設しました。

図3-34 モニタリングポスト設置地点(23年度末現在)



#### ①環境放射線監視結果

(1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

### (ア) 空間放射線空気吸収線量率 \*

舞鶴市及び綾部市内の 6 ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の23年度における測定値は、 $0.017\sim0.235$ マイクロ**シーベルト**\*/時( $\mu$  Sv/時。測定値は 1 マイクロ**グレイ**\*/時( $\mu$  Gy/h)= 1  $\mu$  Sv/hと換算。以下同じ。)であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩汲、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

23年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、0.014~0.030 μ Sv/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

## (イ) 空間放射線積算線量\*

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、**TLD\***による約3か月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。23年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.40~

0.69ミリシーベルト (mSv) であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

## (ウ) 浮遊じん

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ**放射能**\*を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

### (2) 環境試料の核種\*分析結果

測定結果は、すべて過去の範囲内で、安全上問題ありませんでした。過去から検出されているセシウム-137以外に、福島原発事故の影響とみられる半減期の短いセシウム-134、ヨウ素-131、銀-110mが極めて微量検出されましたが、過去の検出値と比べて小さい値でした。

天然放射性核種は、ベリリウム -7 及びカリウム -40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出  $\sim$  0.62 **ベクレル** \*/L (Bq/L)、海水で不検出  $\sim$  0.62 **ボール** \*/ 0

#### (3) 被ばく線量\*の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」(原子力安全委員会、13年3月)に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、23年度の外部被ばく線量は0.002ミリシーベルト/年(mSv/年)でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された 人工放射性核種がすべて発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタ リング指針」(原子力安全委員会、20年3月)の計算式により試算しました。この方法による と、23年度の内部被ばく線量は0.003mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度 1 mSv/年を十分下回っていました。

## ②温排水影響調査

本調査は高浜発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視視することを目的として実施しています。

当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当 該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結 果と比較して特段の異常は認められていません。

なお、23年度の6回の調査のうち、23年4月、8月及び10月には湾口前面水温\*と湾外基準水温\*\*(脚注参照)との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。

また、湾外での温排水は、北東に拡散していることが多くなっています。

図3-35 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



(注) 図中の数字は定点番号 \* 湾口前面水温:定点9から11の水温の最高値

\*\* 湾外基準水温:定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値